

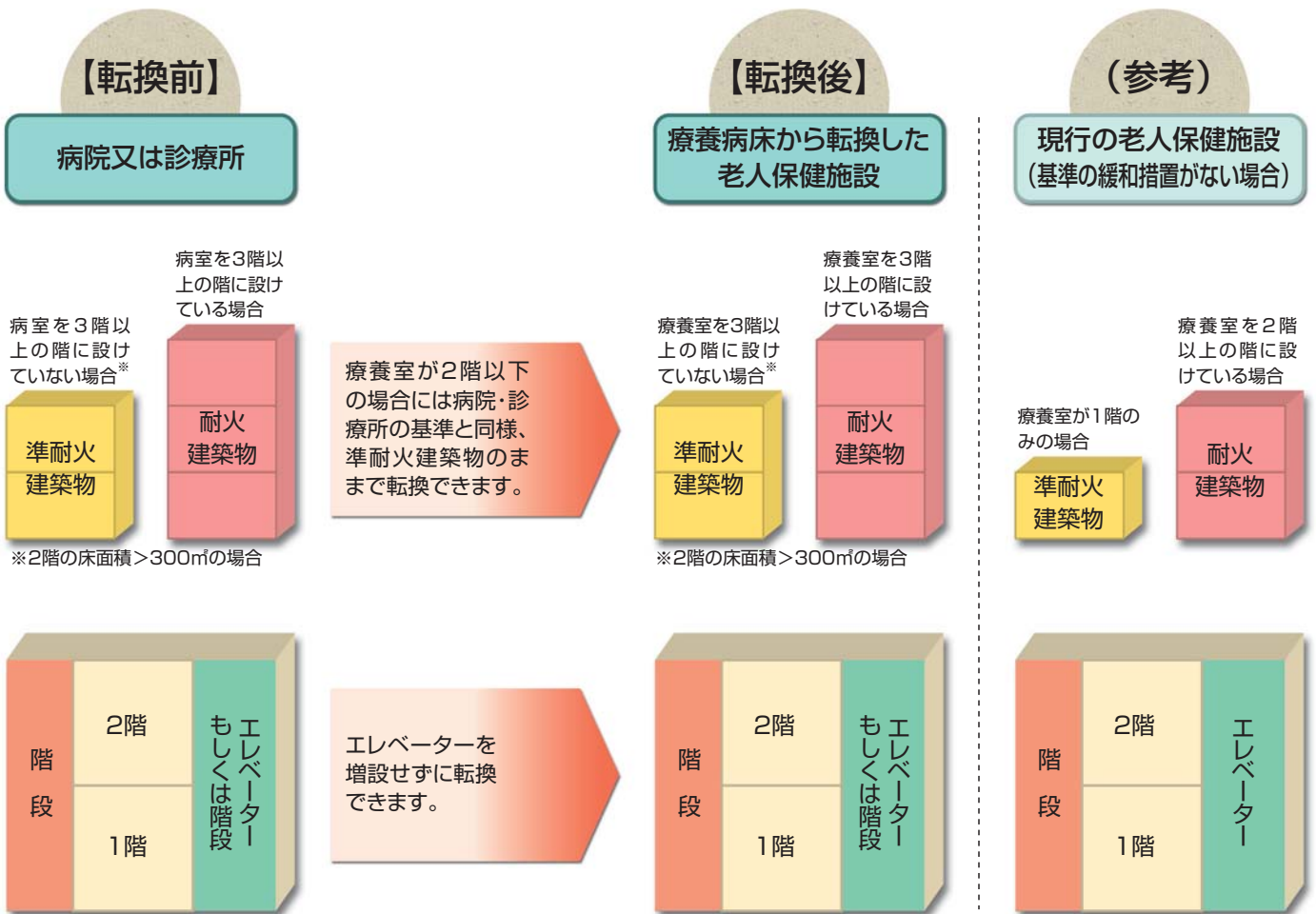
# 転換した老人保健施設の建物に関する 設備基準の緩和

転換した老人保健施設における

- ①建物の耐火構造に係る基準
- ②建物内の直通階段及びエレベーターの設置に係る基準

について、次の新築又は大規模な改修等までの間、転換前の病院又は診療所の基準と同様でよいとする経過措置を講じます。

【平成20年5月施行予定】



# 転換により医療機関と老人保健施設が併設する場合における設備基準の緩和の例 (診察室、階段、エレベーター、出入口等関係)

